

旭川工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

制定 平成25. 2. 12達第5号
改正 平成27. 3. 20達第19号 平成28. 3. 24達第15号
令和 2. 3. 17規則第16号 令和 5. 3. 22規則第20号

旭川工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年機構規則第113号）に定めるもののほか、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定める。

(ハラスメント相談室)

第2条 苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）への対応を適切かつ円滑に行うため、旭川工業高等専門学校ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）を置く。

2 ハラスメント相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずること。
- (2) ハラスメントの防止等のために必要な情報を、次条に規定する旭川工業高等専門学校ハラスメント対策室（以下「ハラスメント対策室」という。）へ報告すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を、ハラスメント対策室へ要請すること。
- (4) 苦情・相談の事例を研究すること。

3 ハラスメント相談室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 相談員

4 室長（以下「ハラスメント相談室長」という。）は、教授又は准教授のうちから、校長が指名する。

5 相談員は、次に掲げる教職員をもって充て、第2号の相談員は校長がこれを指名する。

- (1) 学生相談室相談員（学外相談員を除く。）
- (2) 事務部職員のうちから1人

6 校長は、前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等に関し識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

7 室長及び相談員の任期は2年（前項に規定する相談員の任期は1年）とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）を受け付けること。
- (2) 前号の苦情・相談の内容を、第4項に規定する相談室長に報告すること。
- (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行うこと。
- (4) 必要に応じ、当事者に対して提言を行うこと。

(ハラスメント対策室)

第3条 本校に、ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、ハラスメント対策室を置く。

2 ハラスメント対策室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施すること。

- (2) ハラスメントに起因する問題の解決に関し、ハラスメント相談室に対し指導又は助言すること。
 - (3) ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査すること。
 - (4) ハラスメントに起因する問題の防止策を検討すること。
 - (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに教職員、学生等及び関係者への指導・啓発等に関し、関係する学内組織の長へ要請すること。
 - (6) ハラスメントの調査の結果等について、当事者に報告すること。
 - (7) その他ハラスメントの防止等に関し必要な業務
- 3 ハラスメント対策室は、前項に規定する業務を行うに当たり、必要に応じて学外有識者及び弁護士の意見を聞くことができるものとする。
 - 4 ハラスメント対策室は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 校長
 - (2) 総務主事
 - (3) ハラスメント相談室長
 - (4) 事務部長
 - (5) その他校長が必要と認めた者
 - 5 前項第5号の室員の任期は、校長がその都度定める。
 - 6 ハラスメント対策室に室長（以下「ハラスメント対策室長」という。）を置き、校長をもって充てる。
（調査委員会）
- 第4条 ハラスメント対策室長は、ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するため、当該問題ごとに調査委員会を置くことができる。
- 2 調査委員会は、ハラスメント対策室長が指名する3人以上の委員をもって構成する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係を有する者を委員に指名することはできない。
 - 3 ハラスメント対策室長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の指名を解くものとする。
 - 4 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。
 - 5 調査委員会に委員長を置き、委員の中からハラスメント対策室長が指名する。
 - 6 調査委員会は、事実関係の調査結果をハラスメント対策室長に報告する。
 - 7 ハラスメント対策室長は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。
（報告義務）
- 第5条 教職員は、苦情・相談が他の教職員、学生等又は関係者からなされた場合は、速やかに相談員に報告しなければならない。
（守秘義務）
- 第6条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、その任務を退いた後も含め、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（不利益取扱いの禁止）
- 第7条 教職員及び学生等は、苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。
（事務）
- 第8条 ハラスメント相談室及びハラスメント対策室の事務に関することは、総務課が処理

する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の廃止)

2 旭川工業高等専門学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年達第20号）は、廃止する。

附 則（平成27. 3. 20 達第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 24 達第15号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 22 規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。